

資料No.4-1

【協議事項】

令和8年度地域間幹線系統確保維持計画（案）

令和7年6月 日

三条市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>三条市内の乗合バス利用者は、マイカーの普及や少子化などにより従前に比して減少したが、近年は横ばいで推移している。</p> <p>乗合バス事業者の経営環境は、運転手不足等も含めて、年々厳しくなり、路線の廃止や縮小等へつながっている。</p> <p>地域をまたがる広域的・幹線的なバス路線は、通勤、通学、通院といった日常生活の維持に欠かせないものとなっている。また、高齢化が進行し、運転免許の自主返納を促す動きもある中で、地域住民の生活交通手段である地域間幹線系統バス路線を確保・維持していくことは極めて重要である。</p> <p>本市が維持する地域内フィーダー系統との接続などにより、利便性の高い、効果的、効率的な公共交通ネットワークを確保することを目的に、広域的・幹線的なバス路線について、地域間幹線系統確保維持事業を実施する。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>I 長岡線</p> <p>①目標利用者数 49,000人/年（令和6年度 54,147人/年）</p> <p>②三条市の支出目標 849,526円/年 以下（令和6年度 764,504円/年）</p> <p>③収支率目標 47.7%以上（令和6年度 48.5%）</p> <p>II 八木ヶ鼻温泉線</p> <p>①目標利用者数 57,000人/年（令和6年度 44,107人/年）</p> <p>②三条市の支出目標 431,860円/年 以下（令和6年度 190,991円/年）</p> <p>③収支率目標 54.0%以上（令和6年度 54.5%）</p>
(2) 事業の効果
<p>市内の広域的・幹線的生活交通路線の確保維持を行うことにより、地域住民等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、地域間幹線系統と地域内フィーダー系統のネットワークが連携することで、効果的、効率的な運行体系が実現できる。さらには、住民の社会参加の促進や外出機会の創出につながり、地域の活性化や健康寿命延伸にもつながる。</p>

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ○系統見直し <ul style="list-style-type: none"> ・複数系統を統合するなど、乗合率向上による効率的な運行 ・運行経路の見直し ○ダイヤ調整 <ul style="list-style-type: none"> ・競合路線との時刻調整 ・ダイヤ改正（路線バスとの乗継ダイヤの設定） ○イベント、観光、広告宣伝 <ul style="list-style-type: none"> ・観光施策との連携による利用促進 ・商業施設のイベントと連携した需要喚起 ・バス路線マップの作成及び配布による利用促進
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付</p>
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<p>運行事業者による乗降調査</p>
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
<p>該当なし</p>
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
<p>該当なし</p>
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
<p>「別紙 生産性向上の取組」の通り</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし

(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月19日～26日（令和6年度第4回 書面協議） 令和7年度地域間幹線系統確保維持計画について合意 ・令和7年6月16日協議会（令和7年度第1回） 令和8年度地域間幹線系統確保維持計画について協議
19. 利用者等の意見の反映状況
協議会開催後、記載

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）新潟県三条市旭町二丁目3番1号

（所 属）三条市地域公共交通協議会事務局

（三条市市民部環境課環境政策担当）

（氏 名）武野 由起夫

（電 話）0256-34-5574

（e-mail）kankyo@city.sanjo.niigata.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

R7.6.16 第1回協議会

資料No.4-2

【協議事項】

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
新潟県	越後交通株	(1) 長岡～三条 (E1)	2,538	
	越後交通株	(2) 三条～八木ヶ鼻 (E24)	6,001	
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			8,539	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	越後交通株式会社	令和8年度
------	----------	-------

※令和7年度、令和8年度については、令和6年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

1. 申請事業者の概要

(1) 基準期間: R6年度実績(R5.10.1~R6.9.30)

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	997,486 千円	営業外収益	7,435 千円	経常収益(イ)	1,004,921 千円
	営業費用	1,816,264 千円	営業外費用	12,669 千円	経常費用(ロ)	1,828,933 千円
	営業損益	▲ 818,778 千円	営業外損益	▲ 5,234 千円	経常損益	▲ 824,012 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,858,308.4 km			経常収支率	54.94 %	

(2) 基準期間の前年度: R5年度実績(R4.10.1~R5.9.30)

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	985,300 千円	営業外収益	4,930 千円	経常収益(イ)	990,230 千円
	営業費用	1,773,746 千円	営業外費用	14,752 千円	経常費用(ロ)	1,788,498 千円
	営業損益	▲ 788,446 千円	営業外損益	▲ 9,822 千円	経常損益	▲ 798,268 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	5,111,344.8 km			経常収支率	55.36 %	

(3) 基準期間の前々年度: R4年度実績(R3.10.1~R4.9.30)

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	939,312 千円	営業外収益	12,838 千円	経常収益(イ)	952,150 千円
	営業費用	1,818,064 千円	営業外費用	16,525 千円	経常費用(ロ)	1,834,589 千円
	営業損益	▲ 878,752 千円	営業外損益	▲ 3,687 千円	経常損益	▲ 882,439 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	5,434,898.8 km			経常収支率	51.89 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
羽越	337円.55銭	349円.90銭	376円.45銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ \div ハ=ト
羽越	354円63銭	378円29銭	354円63銭	206円84銭

都道府県	運行予定者名	番号	運行系統名	系統毎の取組	取組の実施主体	効果目標	実施に向けたスケジュール	実施時期	
新潟県	越後交通株式会社	E1	長岡～三条	⑤、⑩	越後交通株式会社	R6年度収支率101%の162,229円増加を目標	実施時期までに検討	令和8年春	
	越後交通株式会社	E24	三条～八木ヶ鼻	⑤、⑩	越後交通株式会社	R6年度収支率101%の167,403円増加を目標	実施時期までに検討	令和8年春	

系統毎の取組
<p>系統見直し</p> <p>①複数系統を統合するなどによる輸送量の向上</p> <p>②運行経路(路線の短縮)の見直し(路線の短縮)</p> <p>③コミュニティバスからの乗り継ぎ利便性の向上(系統見直し)</p> <p>④その他()</p>
<p>ダイヤ調整</p> <p>⑤競合路線との時刻調整</p> <p>⑥コミュニティバスからの乗り継ぎ利便性の向上(ダイヤ調整)</p> <p>⑦ダイヤ改正(路線バスとの乗継ダイヤの設定)</p> <p>⑧その他()</p> <p>⑨物流事業者と連携した貨物輸送</p> <p>⑩物流事業者と連携した貨物輸送</p> <p>⑩その他()</p>
<p>運賃、企画乗車券</p> <p>⑪1日乗り放題券の活用による輸送人員の拡大</p> <p>⑫ノーマイカーデーを実施し実施日は1割引きの運賃を設定</p> <p>⑬ICカードの普及促進</p> <p>⑭免許返納者に対する割引を導入し利用促進</p> <p>⑮乗継割引実施により利便性を向上させ利用促進</p> <p>⑯その他()</p>
<p>イベント、観光、広告宣伝</p> <p>⑰観光施策との連携による利用促進</p> <p>⑱子供向けの「乗り方教室」、老人クラブを対象に高齢者向け「乗り方教室」を実施</p> <p>⑲商業施設のイベントと連携した需要喚起</p> <p>⑳広告(ポスター、車体ラッピング)による収入増</p> <p>㉑バス路線マップの作成及び配布による利用促進</p>